

# 南京国民政府の合作社政策

——農業政策の一環として——

弁 納 才 一

## 問題の所在

国民党は、南京を首都としてから日中全面戦争に至るほ一〇年に、共産黨の主張する土地改革も、また地主制に制限を加える「二五減租」や「土地法」も実施し得なかつた。一九三〇年代、中国農村社会がますます疲弊し、国民党に真っ向から対決する共産黨の勢力が急激に拡大するに及んで、合作社政策は国民党にとつて重要な農業政策となつていった。合作社政策の経済的意図は極度に疲弊した農村社会經濟の復興であり、その政治的意図は共産党勢力を撲滅することにあつた。すなわち、合作社政策の実施によつて農村を復興し、階級闘争を抑止しようというものであつた。<sup>(1)</sup>よつて、一九四九年以降、国民党を打倒した共産党によつて土地改革が推進されていく中で、国民党の農業政策が徹底的な批判を浴びたのは当然であつた。徹底的な土地改革こそが農業の復興・

発展をもたらすのであって、農業発展を阻止する地主・富農が徹底的に打倒されなければ、他のいかなる農業政策も無意味だとする考え方からすれば、南京国民政府（以下、南京政府と略称）の試みは全て徒労であった。しかも、南京政府の合作社政策の政治的意図が「反共」にあつたことは、反動的であつたという評価へ容易につながつた。<sup>(2)</sup>

しかし、以上のような評価にはいくつかの疑問を感じる。まず第一に、「反共」か否かが評価の基準になつており、「反共」故に反動であるという評価が導き出されている。しかも、経済政策の分析であるにもかかわらず、政治的評価が経済的評価に遡及している。また第二に、一九三〇年代の中国農村において、地主・富農が農業発展を阻止する最大の障害物として前提されている。これに関しては、当該時期の農村社会経済の状況及び農村社会の疲弊の原因について、今一度検討されるべきだと考える。果たして、一九三〇年代に地主・富農の存在が、中國農村の疲弊をもたらす唯一最大の原因となつていたであろうか。地主制については、それ自体別に論じる必要のある問題であるが、ただ地主・富農を打倒する土地改革以外の手段によつて、当該時期の疲弊した農村経済を救済する余地は無かつたのかどうかは考慮されなければならないと考える。

本稿では、南京政府の合作社の実態を分析することで、合作社政策の経済史的意義を明らかにしたい。このため、分析対象の範囲は南京政府の実効支配の及んだ地域、すなわち、南京政府の中心基盤たる江蘇省、及び共産党との対決を通して支配を拡大した長江流域諸省とりわけ江西省に限定する。

## 一 農村社会状況と合作社の組織の特徴

### (一) 農村社会状況

合作社政策の経済史的意義を明らかにする前提として、まず当該時期の農村社会の経済状況を概観しておきたい。

中国農村経済は、一九三〇年代以前にすでに都市経済及び世界経済の影響を強く受けざるを得なくなつてゐた。すなわち、国内の都市工業の発展と世界資本主義の中国への浸透は、農産物価格を工業製品の価格に対しても常に低位に置く、いわゆる農工間シェーレの拡大をもたらし、農村から都市への資金の流出を促進した。また、資金の流出は、地主の都市への移住や都市在住の学生子弟への送金等によつても進行していた。このようにして、都市経済は基本的には発展していったにもかかわらず、それと反比例する形で、農村経済は疲弊していった。<sup>(3)</sup>

そして、一九三〇年代、農村経済の疲弊は一層加速され、悲惨さを増していく。一九二九年に発生した世界恐慌が一九三一年頃から中国にも波及すると、生産物価格は急速に下落していく。とりわけ農産物価格の下落幅は工業製品のそれに比して大きく、いわゆる農工間シェーレはこの時期一層拡大した。しかも農産物価格の下落は、中間商人の買い叩きによつて増幅されていた。これによつて農村から都市への資金の流出も激しさを増し、錢莊や典當などの倒産・閉鎖も相次ぎ、しかも、一九三四四年、アメリカが銀買い上げを実施すると、中國国内から銀が大量に流出し、農村金融の枯渇は極点に達した。<sup>(4)</sup> このよつた農村金融の枯渇は、農民の単純再生産をすら

脅かしていった。

特に国共間の軍事対決の場となり、一九三一年の長江氾濫による大水害を被った長江流域諸省の農村の疲弊ぶりはひどかった。江西省は元来他省に米穀を移出していたが、ある地域では米穀生産量の低減が食糧不足を引き起こし、またある地域では米穀の生産過剰によって価格が下落する「穀賤傷農」（豊作貧乏）という状況が見られた。<sup>(5)</sup> このうち、米価の下落は、流通の不合理性にも大きな原因があつたが、外国米の中国へのダンピングによるところも大きかった。<sup>(6)</sup> また水災後干害にも見舞われた瑞昌県では、「自作農・小作農にかかりなく、困窮は言状に堪えず、衣食も無く、金を貸す所も無い」という状況だった。このように、一部の地域では、多くの農民が生活資金も無く、高利貸すら存在し得ないほど深刻な資金の枯渇状態が生じていた。

一方、江蘇省でも「丹陽県の農民は非常に貧乏であり、多数の農民は播種の後、さらに肥料を施す能力が無い」<sup>(8)</sup> というように、多くの農民は肥料を施す資金にすら事欠く有様だった。また江蘇省は浙江省と並んで蚕糸業が盛んであったが、一九三〇年代に中国の蚕糸業は、日本生糸に対して相対的に競争力を失い、急速に衰退していく、農民の生活も大きな打撃を受けていた。繭・生糸生産は、国際的競争に耐え得るような良質で均質なものを低コスト・低価格で販売するために、資金とともに生産設備・技術の向上が必要とされていた。

このように、一九三〇年代の中国農村では資金の欠乏という現象が広く見られた。しかも、資金不足によつて地主・富農ですら農業生産が困難な状況にあつた。そして、このような現象は、国内都市工業の発展あるいは世界資本主義の浸透によつて不可避免的にもたらされるものであり、事態は、地主・富農の貧農に対する搾取という

問題の範囲を越えていたと言える。

## (二) 合作社の組織の特徴

以上に述べたような当該時期の社会状況は、合作社政策を推進する側にも、また実際の合作社の組織状況にも大きな影響を与えた。江蘇省では、農業の経済的発展や競争力の回復が緊急の課題とされたが、江西省の場合は、経済的效果よりも、当初は共産党との対決に直面して、農民の救済及び匪賊戦の善後処理等の社会政策的な措置が強く求められていた。江西省農村合作委員会委員長文羣は、江西省の「合作事業は、匪賊戦の時期に始まった

表1. 合作社の社数及び社員数

年度	a社数	b社員数	b/a
1923	19	—	—
1924	25	—	—
1925	116	—	—
1926	337	—	—
1927	584	—	—
1928	933	27,000	28.9…
1929	1,612	—	—
1930	2,463	—	—
1931	3,487	65,433	18.7…
1932	3,978	151,252	38.0…
1933	5,335	184,587	34.5…
1934	14,649	557,521	38.0…
1935	26,224	1,004,402	38.3…
1936	37,318	1,643,670	44.0…
1937	28,449	1,541,785	54.1…

出典) • 1923~1927年 : China Year Book, 1936-1937. p.1293。

- 1928~1932年 : 千家駒・李紫翔編著『中国郷村建設批判』196-197頁。
- 1933~1936年 : 『農情報告』5卷2期。
- 1937年 : 『農情報告』6卷12期。

ため、『剿赤第一主義』の下で、農村の救済に偏重せざるを得なかつた<sup>(9)</sup>としている。いずれにしろ、農民は政府による農業の救済・保護政策を求め、南京政府もこれに応じていったことは、一九二七年の南京政府成立以後、とりわけ農村が疲弊の極点に達した一九三四年以降、合作社の社数及び社員数が急増している点にも表れている（表1参照）。

だが、合作社の社数及び社員数の急増にもかかわらず、通説的理解では、合作社に対する組織率は極めて低く、合作社に組織されたのは地主・富農というほんの一握りの人間であつたとされてきた。果たして、これは事実をどれほど正確に言いあてているだろうか。

まず、組織率についてはどうであろうか。例えば、李紫翔は、一九三五年の全国の合作社への平均組織率は〇・四一%で、最も組織率の高い江西省でさえ〇・七一%であるとしている。<sup>(10)</sup> これは江西省でも一、〇〇〇人につき約七人が組織されたにすぎないということになる。しかし、それは、戸長が一家を代表して入社することになつていたにもかかわらず人口数によつて算出され、しかも合作社の地域的偏在を全く無視したものであつた。以上のことを考慮して組織率を算出し直すと、比較的広範な農民が合作社に組織されていたことがわかる。江西省では、一九三六年には約一〇戸につき一戸が、さらに南昌県等では、ほぼ全体が合作社に組織されたと考えられる（表2・3参照）。

次に、合作社の構成員についてはどうであろうか。信用合作社においては、「入社の動機と目的は借款のみであり、最初社員の多数は赤貧あるいは中下層の農民であった。やや資産のある者は、これを見て後退りした」<sup>(11)</sup>とい

表2. 江西省合作社社数・社員数と組織率

年度	社 数	社 員 数	組 織 率
1934	1,142	45,000	1.53…
1935	2,038	120,500	4.10…
1936	3,209	312,028	10.62…
1937	4,614	366,665	12.48…

出典)・1934年～1936年：『農情報告』

4卷2期。

・1937年：『農情報告』6卷12期。

\*組織率は社員数を戸数で除したものであり、戸数は孫兆乾『江西農業金融与地権異動之關係』45189頁より2,937,469戸とした。但し、これは1936年に民政庁が調査したものである。

表3. 江西省各県における合作社の組織率（1936年）

県 名	南 昌	德 興	弋 陽	安 義	彭 沢	萍 鄉	樂 安	武 寧
社 員 数	82,747	2,919	6,680	6,126	6,618	22,528	3,785	6,672
戸 数	64,847	2,810	9,597	18,836	21,202	87,696	15,658	27,757
組織率(%)	127.60	103.87	69.60	32.52	31.21	25.68	24.17	24.03

出典)・社員数は『農情報告』5卷2期による。

・戸数は『中華民国統計提要（一）』240-241頁による。但し、萍鄉・武寧の戸数は何鍵『西路清剿概要報告書』第二. 政治. 付録四. 各県保甲戸口統計表による。

\*組織率は社員数を戸数で除したものであり、上位8県のものである。

うような報告が多く見られる。だが、他方では、「合作社の成立は多く保甲長によつて推進されており、保長はまた多く一村中の富裕者であり、彼が決して相当の資産の無い農民の入社を許可しないのは、おそらく連帶責任を負うこと恐れているからである。果たして、例えば、石獅溝村合作社の社員は、多くは三〇畝から五〇畝までの中農あるいは小地主である。<sup>(12)</sup>」という状況も見られた。もし、合作社が信用貸し付け業務を行なう信用合作社のみであつたならば、合作社の運営権を握つてゐる富裕者ばかりでなく、合作社に資金を貸し付ける銀行も、安全確実な資金回収のために、合作社への貧農の参加を望まず、貧農を排除しようとしたことは、十分考えられる。

しかし、現実には、必ずしも合作社から貧農が排除されたとは言えない。例えば、江蘇省の場合、吳県では一九三〇年の全社員数一、一七三人のうち佃農（小作農）が四五・一八%、半自耕農（自小作農・小自作農）が四一・七七%を占めていた。<sup>(13)</sup>また松江県や吳江県でも合作社社員の大半は佃農や半自耕農であつたと報告されている。さらに土地所有面積の規模から見ると、丹陽県では全県合作社員の約八五・八%にあたる社員は所有面積五〇畝未満の農民であり、五〇畝以上の社員は約四・六%にすぎず、（約九・二%の社員の所有面積は不明）、社員の平均所有面積は一一・六一畝であつた（表4参照）。江西省の利用合作預備社の場合には、後述するようにその任務の特異性にもよると考えられるが、土地所有面積の大きい者ほど加入したがらなかつた。例えば、高安県等四県の六郷村では、利用合作預備社に加入了三七七戸のうち、五〇畝以上の者はわずか三戸であつたのに對し、一〇畝以下の者が二九五戸で全体の約七八・二%を占めていた（表5参照）。このように、合作社の主要な構成員は小規模農民ないしは中規模農民であつた。

表4. 丹陽県合作社社員の土地所有状況

所有規模(畝)	人 数	%
0—9	799	18.07…
10—19	1,608	36.37…
20—29	828	18.72…
30—39	381	8.61…
40—49	176	3.98…
50—449	203	4.59…
不 明	426	9.63…
合 計	4,421	100.00
平均土地所有面積	21.61畝	

出典)「丹陽全県合作社社員田産統計」  
 (『丹陽合作』第3期, 1936年3月1日)。

表5. 利用合作預備社社員  
土地所有状況

畝	戸 数	%
0	124	32.9
0—5	101	26.7
0—10	70	18.6
10—15	39	10.3
15—20	10	2.7
20—30	21	5.6
30—50	9	2.4
50—70	3	0.8
70—	0	0.0
合 計	377	100.0

出典) 汪浩『收復匪区之土地問題』(正中書局, 1935年) 66-67頁, 第24表。

しかし、問題は地主・富農などの地方有力者が、合作社の実質的な運営権や經營権を掌握し、時には合作社を私利私欲の道具となし、あるいは合作社資金を流用したりしていたことにあつた。ただ、一般農民の識字率が極めて低い当該時期の状況にあつては、些か煩雑な事務処理などは、勢い農村の知識人たる地主や富農に頼らざるを得なかつた。

さて、表6により業種別組織状況を見てみると、当初は信用合作社に特化していたが、信用合作社以外の合作社の急増によつて信用合作社の全体に占める割合は徐々に低下していくのがわかる。江蘇省では生産合作社や兼

表6. 合作社数の種類別展開動向 (%)

年度	信 用	運 銷	兼 営	生 産	その他
1931	87.5…	0.9…	—	5.5…	6.1…
1932	80.1…	1.3…	—	7.4…	11.2…
1933	82.3…	0.9…	—	4.4…	12.4…
1934	59.5…	8.8…	13.8…	10.8…	7.1…
1935	58.8…	8.7…	16.7…	8.9…	6.9…
1936	55.3…	6.3…	28.2…	8.6…	1.6…
1937	73.6…	2.5…	17.3…	5.7…	0.9…

出典) · 1931年～1935年：『中国郷村建設批判』208頁。

· 1936年～1937年：『農情報告』5卷2期・6卷12期より作成。

表7. 江蘇省の合作社数の種類別展開動向

年度	信 用	生 産	兼 営	その他
1929	280	14	—	65
1930	605	23	—	40
1931	949	108	56	113
1932	1,159	170	233	159
1933	1,159	197	294	174
1934	1,626	453	645	289
1935	1,731	504	1,356	486
1936	1,506	504	1,135	160

出典) · 1929～1934年：黃応昌・李禮主編

『江蘇省合作社統計』(1935年)。但し、1933年までは6月末の統計数字である。

· 1935年～1936年：『農情報告』5卷2期。

當合作社が、また江西省では利用合作社や運銷合作社及び兼營合作社が、各々全体に占める割合を増加させていった(表7・9参照)。これを業務内容から見てみると、江蘇省では生産合作業務や運銷合作業務が、また江西省では利用合作業務や運銷合作業務が、各々全体に占める割合を増加させていった(表8・10参照)。そこで、以下において、信用、運銷、生産及び利用の各合作業務の動向について検討したい。

表8. 1936年江蘇省兼営合作社の兼営状況

	社 数	社員数
生産合作社兼営	879	47,868
信用合作社兼営	691	26,308
運銷合作社兼営	513	32,247

出典)『農情報告』5卷2期より作成。

表9. 江西省の合作社数の種類別展開動向

年度	信 用	運 銷	兼 営	供 給	利 用	生 産	公 用	消 費
1934	776	12	10	9	333	2	—	—
1935	1,113	43	79	24	777	2	—	—
1936	1,917	134	445	35	—	653	18	7
1937	3,805	176	440	22	—	188	11	12

出典)・1934年、1935年:『農情報告』4卷2期。

・1936年、1937年:『農情報告』6卷12期。

表10. 1936年江西省兼営合作社の兼営状況

	社 数	社員数
運銷合作社兼営	241	72,009
信用合作社兼営	216	69,360

出典)『農情報告』5卷2期より作成。

## 二 各合作業務の動向

### (一) 信用合作社

信用合作社については、従来、旧來の金融機関（錢莊や典當等）を駆逐し得ていないと、合作社から貸し出された資金が高利貸資本に転化した等として厳しく批判されてきた。すなわち、合作社からの資金の多くが地主・富農に吸收され、高利貸資本に転化し生産資本とならないということから経済的意義はほとんど皆無であったとされてきた。<sup>(15)</sup>しかし、以上のような評価は、経済史的意義及び事実の両面から見て首肯し得ない。

まず、高利貸資本については、その利子率の高さ故に主に倫理的観点から激しい批判が浴びせられがちであるが、経済的観点に立てば、利子率の高低はその時期の経済状況の一つの反映と見るべきであつて、高利貸の恣意によつてではなく基本的には社会の資金の需要の程度に応じて利子率も変動するものと理解すべきであろう。よつて、高利貸の問題に関しては、高利貸それ自体の打倒ではなく、まず農村資金欠乏の緩和のための経済的措置が求められる。<sup>(16)</sup>この点からしても、農村への資金還流は積極的な意義を持つと考えられる。

また、資金の用途について見てみると、江蘇省も江西省も基本的には肥料・家畜・農具に多くの資金が用いられているが、江蘇省では旧債の償還に相当の資金が充てられたのに対して、江西省では旧債の償還に充てた者は全体の一・七八%、金額でも一・九四%にしかすぎなかつた（表11～14参照）。これについて、加藤祐三は、江西省では「省政府が『修復』後の政策として旧債の免除をしたこと、もともと富裕なものが融資を受けたことの一

表11. 江西省合作社貸付資金用途

用 途	人 数	%	金 額	%
肥 料	1,059	33.0	11,977	24.0
家 畜	492	15.3	8,732	17.5
農 具	384	12.0	5,709	11.4
種 子	295	9.2	4,919	9.8
家屋修理	226	7.0	4,674	9.4
飼 料	186	5.8	3,168	6.3
糧 食	173	5.4	2,639	5.3
雇 工	154	4.8	3,435	6.9
舟 車	121	3.8	2,873	5.8
還 債	57	1.8	974	1.9
そ の 他	62	1.9	862	1.7
合 計	3,209	100	49,962	100

出典)『中華農学会報』(138期, 1935年7月) 93  
頁。

表12. 江寧県合作社貸付用途 (1929年2月)

用 途	人 数	%	金 額	%
旧債償還	166	45.1	15,135	61.2
営業資金	100	27.2	1,200	4.9
生産必需品	34	9.2	2,722	9.2
生活必需品	33	9.0	2,010	8.8
副業の經營	17	4.6	1,740	7.0
土地買戻し	12	3.3	1,880	7.6
用水路修築	6	1.6	500	2.0
合 計	368	100	24,737	100

出典)天野元之助『支那農業經濟論』第七章,  
341頁。原載は『中国農業金融概要』1936年。

表13. 呉江県合作社貸付用途  
(1929年1月～1929年12月)

用 途	人 数	%	金 額	%
副 業	3,146	24.5	80,838.00	44.3
食 糧	2,937	22.9	30,872.00	16.9
還 債	2,068	16.1	41,354.00	22.7
肥 料	1,311	10.2	14,192.00	7.8
雇 工	773	6.0	3,532.00	1.9
農 具	249	1.9	2,090.00	1.1
家 畜	154	1.2	1,829.00	1.0
その他	2,182	17.2	7,772.52	4.3
合 計	12,820	100	182,479.52	100

出典)『江蘇省農民銀行第二次業務會議彙編』(1930年4月) 82頁。

表14. 丹陽県合作社貸付用途  
(1930年10月～1931年4月)

用 途	人 数	%	金 額	%
肥 料	222	26.8	9,150	23.9
家 畜	187	22.6	8,630	22.6
農 具	100	12.1	3,354	8.8
還 債	97	11.7	5,960	15.6
副 業	46	5.6	2,410	6.3
田 地	40	4.8	1,160	3.0
雇 工	39	4.7	1,080	2.8
その他	98	11.7	6,516	17.0
合 計	829	100	38,260	100

出典)『江蘇省農民銀行第四次業務會議彙編』(1931年9月) 123～124頁。

つに起因している」と述べ、その上で、「肥料・豚・牛・農具の購入がおもな用途で、それに種子・飼料を加えると、これだけの経営をなしうる階層は、どうしても富農クラスに限られていた」という結論を引出しているが、<sup>(17)</sup> 合作社資金の多くが「富農クラス」によって用いられたというのは事実に反するようと思われる。すでに述べたように、合作社社員の多くが小規模農民であり、肥料さえ十分に購入し得なかつたこと、特に江西省では再生産すら困難な状況であつたことからすれば、家畜等は確かに比較的富裕な農民によつて購入されたと考えられるが、種子・肥料等の購入は「富農クラス」による経営拡大のためのものではなく、小規模農民の再生産維持のためのものであつたと考える方が妥当であろう。

もつとも、このように合作社の貸付金の多くが農業の経営拡大や生産向上を直ちにはもたらさないものに使用されたり、また合作社の運営が一部の人間に牛耳られて資金が不正に流用されたりしたことは、勢い農民の合作社に対する返済不良という事態を引き起こした。このため、農業の復興・発展を望む政府と貸付金の確実な回収を求める銀行とは、ともに合作社に新たな展開をせまることになった。

江蘇省丹陽県では、一九三四年一一月五日に合作実験区に指定されてから一九三六年二月までの間に組織された合作社四四社のうち、兼營合作社の二一社と生産合作社の一四社がその大部分を占め、信用合作社は一社もなかつた。<sup>(18)</sup> このようにして、当初の信用合作社への特化は解消していった。また、信用合作社自身も、実質的な業務の内容を兼營化する方向で変質していった。例えば、丹陽県厚誠村信用合作社では、米の運銷合作業務を兼營するよつになつた。<sup>(19)</sup>

信用合作社は運営や経営の面でまだ改善すべき余地が相当残されており、指導工作の一層の充実が求められていたことは言うまでもない。しかし、信用合作社を通して農村へ資金が還流されたことは、当該時期の「農村金融の枯渇」を基本的には緩和し、農民の再生産の資金として役立った。

## (二) 運銷合作社

運銷合作業務が急速に展開したのは、資金を貸付ける側の銀行及び貸付けを受ける側の農民の双方にとつて好都合な点があつたからである。まず、貸付ける側からすると、土地価格の下落<sup>(20)</sup>によつて、土地を抵当とする信用貸付けは資金回収に非常に不安があつた。これに対しても、運銷合作のように穀物を抵当とする貸付けは相対的に安全だつた。それは、第一に、穀物価格の下落幅は土地価格のそれよりも小さかつたし、第二に、穀物は土地に比して売却が容易であつたからである。一方、農民の側からすれば、第一に、土地等の不動産を担保とすることができないような貧しい農民も、農産物を担保することで合作社加入の機会を与えられるようになるし、そして第二に、大部分の農民が食糧の過不足の調節のためにも運銷合作業務の展開を切望していた。

経済的観点からすると、米穀より商品作物の運銷合作の方が利益が多く、しかも、取り扱う商品量が多ければ多いほど、商人への対抗力も強化された。このため、より広範な農民を合作社に参加させて社員数を増加させることともに、数社の合作社を連合社（連会）へまとめる動きが各地で見られた。

その典型的な事例として、江西省湖口県流澌橋区連会があげられる。この連会は三四の合作社からなり、一〇

万斤以上の棉花の運銷量が見込まれていた。そして、一九三四年九月一日より、九江県久興紗廠に対し棉花を販売したところ、前年の行商への売り渡し価格と比べ一〇〇斤につき五元余り高く、甲等棉三六元九角六分、乙等棉三五元であった。また、同省九江県小池口区連会も、一九三四年九月二四日より、棉花運銷業務を開始し、一九三五年には、九江県久興紗廠ばかりでなく、遠く上海申新紗廠などへも棉花を販売し、流澌橋区連会とほぼ同様の成果をあげていった。<sup>(21)</sup>

このように、連合社は中間商人を排除し、紡績工場に直接販売することで、一定の利益を確保していた。しかも、当時は「生産者並に販売工程上の色々な仲介人達による棉花の人工加水雜物混入は、支那においては長年勢いをふるつていた」<sup>(22)</sup>という状況であったのに対し、湖口や九江の棉花は「均しく棉質が優良で、湿りけがないために、申新・久興二紗廠及び顧客の信任を深く得ていた」<sup>(23)</sup>と言われ、紡績工場側の需要に適するものであった。しかし、合作社から連合社へと組織が拡大され、運銷業務が発展するに従って、商人層の反発も一層高まつていった。例えば、従来、流澌橋区の小学校の経費として寄付金を支出していた「棉花行」（棉花商人組合）は、連会が棉花運銷業務を開始してからは寄付金を停止して小学校を休校に追い込み、連会が学校維持のために営業利益の中から補助金を出すことを決めるなど、ようやく再び寄付金を出すようになつた。<sup>(24)</sup>

ところで、合作社は運銷業務によつてあげた利益を何に使用したのであろうか。食糧不足が深刻化しつつあつた地域では、米穀や小麦粉が購入されたり<sup>(25)</sup>、農産物貯蔵用倉庫の建築基金に充てたりした。<sup>(26)</sup>また、学校を設立したり、各種農具を購入した合作社も多かつた。<sup>(27)</sup>さらに、菜種や小麦の貯蔵及び運銷による利益を養鷄資本として

各社員に貸付け、一社員につき數十羽の鶏を飼育させて、利益を得ようとしたり、耕地を購入して全社員による共同耕作を行なう合作社もあつた。<sup>(29)</sup>

以上のように、運銷合作業務は、端境期における食糧不足や、逆に「穀賤傷農」（豊作貧乏）という状況に対する救済手段としての役割を果たしたばかりでなく、農民に一定の利益をもたらしていた。もつとも、運銷合作業務の発展は、既得権益を犯された商人層の反発や抵抗を生み、合作社は順調な発展を妨害されることもしばしばあつた。また、流通の合理化は、農民とブルジョアジーとの農産物価格をめぐる新たな対立を生むことになり、最終的な価格決定権を掌握しているブルジョアジーによつて、農民は利潤の不平等な分配を受けざるをえなくなつていく。しかし、運銷合作の展開は基本的には流通の合理化を促進したといふ点に意義を認めることができる。しかも、副次的にではあれ、農產品の品質を高める一方、農村学校の設立、農具及び耕地の購入、副業の発展等、農村の整備・開発や農村経済の発展をもたらしていった。

### （三）生産合作社

江蘇省は蚕糸部門を中心とした生産合作社の最も発展した省であつた。例えば、吳縣第三区（光福）にあつた一七社（七七四戸）の養蚕合作社は、一九三一年三月に養蚕保証合作社連合会を組織し、桑栽培技術の改良、催青・消毒・飼育・烘繭の共同化による繭の高品質・均一化を推進し、無錫永泰絲廠<sup>(30)</sup>へ繭を共同出荷していた。その結果、連合会全体で支出七三、三四七・二三元、収入一一四、二一六・〇〇元となり、一戸平均約五二・八元、全

体で四〇、八六八・七七元の純益をあげた。一九三五年春には一の養蚕合作社（社員四六六人）で合作社の資金は六二五元であったが、連合会の資金は二、八七三元となり、生繭一、六〇六担四六斤四両を五〇六担五斤一二両の乾繭にして共同販売を行なった。その全體の収入は五一、一二九・九六元となり、社員へ生繭一担につき三〇元（総額三九、三三五・〇一元）を支給し、さらに連合会としても七、八一八・一二元の純益をあげた。また、同年早秋には乾繭一七五担四七斤を毎担一二一元で無錫乾新絲廠に販売し<sup>(32)</sup>、晚秋にも生繭二五〇余担を乾繭にして総額一三、〇〇〇余元で上海有利絲廠に販売した<sup>(33)</sup>。そして、それまで備えていたイタリア式烘繭機に替えて、

一九三七年春に最新式の日本式の自動烘繭機一台を購入した<sup>(34)</sup>。このような新しい設備導入は、少なからず地方政府の援助の賜物でもあった。というのは、吳縣第三区は、一九三四年より毎年省建設厅から二、〇〇〇元、縣政府から七〇〇元の経費を与えられ、一九三五年七月より合作実驗区としての工作を正式に開始していたからである<sup>(35)</sup>。技術面では、江蘇省立女子蚕業学校の校長の鄭紫卿や費達生らが招かれ、養蚕技術等の指導にあたつていた<sup>(36)</sup>。

また、吳江縣閔弦弓村では、一九一四年に一一戸の養蚕農家が蚕室消毒、蚕具消毒、共同暖種、稚蚕共育を行なった。やがて乾繭及び木製糸繰り車一〇台を購入して糸を繰り、無錫の絹織物工場に共同で販売するようになり、一九二七には、一〇〇台余りの木製糸繰り車を備え、一七担余りの生糸を生産するよつになつた。しかし、木製糸繰り車によつて生産された生糸は、質にむらがあり、不均一であるために機械織りにはあまり適していなかつた。そのため、一九二八年に販売量が激減したのを契機に生糸精製運銷合作社を組織し、生糸生産の改良に力を注ぎ、一九二九年には総設備費二万一千余元を投入し、日本式糸繰り車三一台をはじめとして新しい機械を

導入した。<sup>(37)</sup> 一九三五年に、日本の最新の改良型機械で装備し直し、中国で最良の生糸を生産できるようになり、しかもそれらの生糸は輸出局によつて最高級品に分類された。<sup>(38)</sup>

以上の他にも、吳県唯亭の毛織物、阜寧県の靴下、興化県の搾油、武進及び南通の綿織物及びタオル、盛沢及び丹陽の絹織物等が農村工業生産合作社の生産品として当時知られていた。実は、江蘇省では、合作社の推進に主導的役割を担つていた省建設庁が次のよつた方針を掲げ、農村工業生産合作社を提倡していた。

① 経営の原則は郷鎮を単位とし、分配の社会化を生産政策の主要な要素となし、利益の独占をさせないよう留意する。

② 余剰労働力を利用し、過剰人口を消化する。

③ 原料は本郷或いは付近の各郷の生産品より選ぶ。

④ 生産品はまず付近一帯に販路を求め、然る後に大都市に販路を求め、同時に特に輸出を増加し輸入を防止することに十分に注意する。

⑤ 農村工業生産合作社の設立は、各当該地の特殊事情に適合し、その他の地方が容易に模倣できないようとする。

そして、各社の獲得した利益は、各社員の提供した労働力、原料、資本によつて比例平均分配(分配の社会化)するとしており、農村工業生産合作社は「新型之工業制度」と見做されていた。<sup>(39)</sup>

また、当該時期の識者も、「農村工業合作社は農民が当該地の廉価な原料及び過剰労働力を利用し、共同で生産

事業に従事し、収入を増加させる組織であり、農村經濟の復興に裨益すること甚だ大である」という点に積極的に意義を見出していた。<sup>(40)</sup>

しかし、何よりも農民に一定の利益をもたらしたことによつて、農村工業生産合作社は農民に受け入れられ、発展したのであり、合作社が農村工業の發展に役立つたのである。

#### (四) 利用合作社

江西省に特徴的な利用合作社は、囲剿戦の善後処理とりわけ農業生産の速やかな回復と發展を目指し、さらに土地問題を解決し、共産黨の土地革命に対抗しようという意図があつた。但し、「ソビエト区」收復後早急に来るべき春の耕作を保証しなければならないという緊急性に鑑みて、正式の利用合作社が成立する前にとりあえずその前身たる利用合作社（以下、預備社と略称）が取り急ぎ組織された。このため、預備社は国民党軍の勝利を決定的にした第五次囲剿戦が終了した一九三四年から組織され、一九三五年には「中央ソビエト区」の中心地域に特に多く組織された（表15参照）。

「利用合作社預備社簡章」によれば、預備社の任務は、①社員に耕作資金を貸与する、②社員の土地を管理する、③耕地及び日用品を購入し備え置く、④各種商品を売買する、⑤農村興復委員会が設立されていない地方において、「剿匪区内各省農村土地處理条例」に照らし、郷ないし鎮の農村興復委員会の任務を代行する等であつた。<sup>(41)</sup> 預備社は成立の日から一年後に正式の利用合作社に改組されることになつており、利用合作社の任務は、基本的に

表 15. 預備社社数上位10県  
(1934年、1935年)

1934年		1935年	
県名	社数	県名	社数
蓮花	92	雩都	345
萍鄉	77	寧都	343
万載	75	興國	293
黎川	69	瑞金	275
永新	69	會昌	263
遂川	67	石城	215
金谿	65	贛縣	179
永豐	61	永豐	130
慈化	60	橫峯	129
寧岡	59	蓮花	111

出典) · 1934年:『経済旬刊』4卷6期。

· 1935年:『経済旬刊』7卷1期。

は預備社のそれを継承するが、その最終的目標は、「村田社管」(耕地の合作社所有)を実現し、次「村田社有」(耕地の合作社管理)から漸次「村田社有」(耕地の合作社所有)を実現し、土地問題を解決することにあつた。<sup>(42)</sup>

預備社の設立による緊急の救済措置は効果を發揮し、旧「ソビエト区」を含む江西省南部でも、一九三五年には早稻が八割以上の収穫を確保できたとされている。<sup>(43)</sup>しかし、利用合作社がすぐに成果をあげるのは困難で、余

干県の利用合作社でもポンプの共同利用を試みたが、うまくいかなかつた。そこで、土地が肥沃で交通も便利な瑞昌県北部を実験区に定め、そこに新式農具を備えた官田村利用合作社を組織して各県の参考にしようとした。

官田村社は、社員七四人で、指導体制も整つていた。特に指導員劉卓功は、社員に対して補堤、築堤、植樹、修堰、開溝、養魚、実用学校の設立等の指導に尽力した。だが、合作社資金は当初の計画の五〇〇元のうちの半分を集めたにすぎず、業務もうまくは展開しなかつた。指導員の劉卓功は、利用合作が農民の興味を引き起こさず、むしろ農民は皆金融機関の欠乏を感じ、信用合作社の設立を希望していたことを知らされた。そして、彼は、まず信用合作社より着手して農民の需要に応じ、次に各農村の状況によって運銷・供給合作を行ない、最後に利用

合作を行なうべきだという見解を持つに至つた。<sup>(48)</sup>

これに対しても、南昌県亭山熊村利用合作社は業務の発展した例と言える。亭山熊村社は社員一三八人、資本金二、四四〇元、管理田畠八〇〇余畝で、低田五〇余畝に蓮を植えて年に三〇〇余元の収益を得、さらに二か所の養魚池を請負つて年に五〇〇余元の収益を得たとしている。また、会社員を動員して、長さ約三km、幅約三mの堤を築き、堤の両側には梓の木二千余株を植えた。そして、耕牛及び新式農具の購入計画を立てていった。<sup>(49)</sup>

官田村社との比較において亭山熊村社の発展の原因を見てみると、後者の合作社資金の相対的潤沢さが目につく。これが商品作物及び副業の生産による収益によつて支えられていることは明らかである。しかし、利用合作社本来の理念から言えば、亭山熊村社も利用合作社として成功したとは言えない。当該時期においては、利用合作社の最終的目標とも言える耕地の公有化は言つに及ばず、現実には耕牛・ポンプ等の共同利用という段階においてすらすでに困難な状況にあつた。大方の知識人の理想に反して、多くの農民は自己の經營をまず第一に考えるのであり、共同化の際に生じる利害の対立を調節することはなかなか困難な作業であつた。

これは、利用合作社がその業務内容によつて、生産、公用、消費の各合作社へ変更された一九三六年の合作社社数の動向からもわかる。表7を見ると、生産等の三つの合作社の社数の合計は一九三五年の利用合作社の社数と比較して減少しており、しかも公用合作社が非常に少なく、利用合作社の多くが生産合作社へ継承されていつたのがわかる。このことは、官田村社の例で見たように、農業設備の共同利用が現実にはふるわなかつたこと、また亭山熊村社の例が示していたように、共同で商品作物を栽培したり、副業を展開することによつて、農村経

済を再建し、発展させることは十分可能であったことを如実に示している。

### 結び

以上述べてきたことから各合作社の経済的意義を要約すれば、信用合作社は基本的には農村金融の枯渴を緩和し、農業生産の維持に一定の役割を果たし、運銷合作社は流通の合理化を促進した。また、生産合作社は技術指導などによつて農村副業の衰退を抑え、農村工業の発展をもたらした。さらに、利用合作社は土地公有制による土地問題の解決という本来の目的を達成することはできなかつたが、利用合作預備社は、国共内戦(匪剿戦)によつて壊滅的打撃を被つた地域において、農耕の再開を実現していつたと言える。もちろん、現実には合作社は各合作社の個別の展開によつてではなく、各合作社の複合的展開によつてはじめて見るべき成果を表わすものであつた。すなわち、信用合作業務によつて生産資金を与えられ、生産合作業務によつて低コスト・高品質の商品を生産し、運銷合作業務によつて販路を確保してはじめて、合作社の持続的な発展と確実な成果がもたらされた。これを農村経済全体から見れば、合作社は農民の生産活動を援助し、農民に一定の利益をもたらすことによつて収入を増加させ、農村社会の復興に寄与したと言える。

また、もう一面では、合作社の展開は、銀行資本を媒介として、原料生産者の農民と資本家とがより直接的に結び付けられつゝあつたことを意味していた。資本家が農民に対して一定の利益を保証するかわりに、農民は工業原料の棉花や生糸などの高品質・均質化を推進し、それらを安定した価格で資本家に提供した。その上、農民

の収入が増加したことは、農村が都市工業製品の購買者としての地位を漸次回復することにもつながったと考えられる。

もつとも、合作社自体には依然として運営や經營の面で質的に問題も多かつた。また、それ以外にも、資金及び人材の不足、さらには技術的低位性など、解決されなければならない問題は山積していた。しかし、南京政府の合作社は、以上のような問題点を持つが故に自壊したのではなく、一九三七年に全面的に開始された日本軍の侵略によって直接的な打撃を被つていった。合作社が沿海諸省特に都市周辺の農村に偏在していたことは、日本軍の侵略・占領した地域が沿海諸省及び都市であつたことと関連して、その打撃を大きくしていた。とりわけ江蘇省では日中全面戦争の直接的ないし間接的な影響を受けて、一九三七年に合作社は江蘇省北部の三県に九六社を残すのみとなってしまい<sup>(50)</sup>、本稿でとりあげた開弦弓の生糸工場も日本軍によつて破壊されてしまった<sup>(51)</sup>。しかし、全てが無に帰したわけではなかろう。信用合作社及び運銷合作社の経験は一九三六年に成立した農本局へ、生産合作社のそれは工業合作社へ、そして利用合作預備社のそれは自然災害及び戦争による被災地の復興の施策へと継承され、日本に対する抗戦の経済的基礎の一翼を担うことになったと思われる<sup>(52)</sup>。

いざれにしろ、南京政府が、合作社政策によつて農村社会経済の復興をある程度実現しつつあつたことは、認められるべきである。よつて、一定の土地問題の解決が、合作社の一層の発展さらには農業の発展にとつても効果的であろうとは思われるが、土地問題の解決なしには何ら農業問題を解決し得ないというのは明らかに言い過ぎであり、土地問題を農業問題の全てないしは中心とする見方には同意し難い。ただ、南京政府が、土地問題な

どの解決策を含んだ、より包括的な農業政策を展開し得なかつたことは、南京政府の限界性を示していると同時に、合作社政策それ自体の効果をも限定的なものにしたと言える。

註 (1) 南京政府の合作社政策採用の直接的契機を作り、陳果夫等に決定的な影響を与えた薛仙舟は、「合作主義があつてはじめて資本主義を防止することができ、合作社主義があつてはじめて共産主義を打倒することができ、合作運動があつてはじめて社会革命が実現できる」

(壽勉成・鄭厚博『中国合作運動史』五一頁)と考えていた。また、合作社政策の推進に指導的な役割を果たした陳果夫は、中共の農工運動や民衆運動は破壊的運動で誤っているのに對して、合作運動は建設的なものであると述べている(四中全会提案「設立合作運動委員会案」「革命文献」八四輯、三〇九、三一〇頁)。さらに、陳果夫が中心となつて組織した中国合作運動協会が中央第五次執

監全体会議へ宛てた呈文(一九二八年八月)では、「階級を調和し、共産活動を防止するために、合作運動を積極的に提唱するのである」(『革命文献』八四輯、三一二頁)として、合作社政策の政治的目的が反共にあることを明確にしている。

(2) 南京政府の農業政策に関する研究については拙稿「一九三〇年代南京政府の農業政策に関する先行研究について——江西建設の事例を中心として——」(『中国近代史研究会通信』一九号、一九八六年)を、また特に一九三〇年代の合作社政策に関する同時期の見解については拙稿「一九三〇年代南京国民政府の合作社政策——江蘇省と江西省の例を中心として——」(中国近代経済史シンポジウム運営委員会編『中国経済政策史の探求——第三回中国近現代経済史シンポジウムの記録——』一九八八年一二月)をそれぞれ参照されたい。なお、南京政府の合作社に関する近年の研究として以下のものがある。

①川井悟「日中戦争前中国安徽省における茶統制政策——祁門運銷委員会設立案の分析——」(『經濟論叢』一三六巻四号、一九八五年一〇月)及び同「日中戦争、中国安徽省における紅茶生産合作社育成政策の展開——」(『福山大学経済学論集』一二巻一・二合併号、一九八八

（年三月）は、ともに安徽省の祁門紅茶生産との関わりのなかで合作社にも言及している。②筆川裕史「国民政府の江西省『剿匪区』統治に関する一考察——地主・鄉紳層との関連を中心に——」（『史学研究』一八〇号、一九八八年七月）は、南京政府の地主層との結合の強さに疑問を投げかけ、合作社政策が地主の利益を一定程度制約したとしている。③菊地一隆「中国国民党における合作社の起点と展開——孫文・戴季陶、陳果夫、邵力子との関連で——」（『孫文研究』九号、一九八八年二月）は、国民党の合作社に関する思想的流れを論じている。

（3）中国財政史編寫組編著『中国財政史』中国財政經濟出版社、一九八七年、五三一頁。

（4）同上。

（5）江西省經濟委員会編『江西經濟問題』（台灣学生書局、一九七一年）一三五、一四二頁。

（6）同上。

（7）通訊「瑞昌縣第三區旱災後農村窮困之狀況」（江西省秘書處統計室『經濟旬刊』四卷一期、一九三五年一月五日）一頁。

（8）「丹陽合作事業与農民銀行」（『農行月刊』三卷一期、一九三六年一月二十五日）六一頁。

（9）『革命文献』第八六輯、四六五頁。

（10）李紫翔「中國合作運動之批判」（千家駒・李紫翔編『中國鄉村建設批判』新知書店、一九三六年）一一〇—一一〇四頁。

（11）『第三年之江蘇省農民銀行』一三六頁。

（12）羅正綱「中國農村合作運動的自主路線」（『新中華』五卷二期、一九三七年七月一〇日）九一頁。

（13）「吳縣十九年度合作事業狀況」（『革命文獻』第八六輯）一七六、一七九頁の調査表による。原載は吳縣合作事業指導所編『吳縣十九年度合作事業狀況』一九三一年。

（14）江蘇省農民銀行總行『江蘇省農民銀行第二次業務會議彙編』一九三〇年四月、七三頁、九三頁。

（15）薛暮橋「支那農村の基本的諸問題」第一二章、中国農村經濟の新趨勢（『滿鐵調查月報』一七卷八号、一九三七年七月）一四二頁。原載は『中國農村經濟的新趨勢』（『中國農村』二卷一期、一九三六年一一月）。

（16）解放後、土地改革が実施され、高利貸と一体と見做されていた地主・富農が徹底的に打倒されたにもかかわらず、高利貸は消滅し得ず、さらに民間の貸借においても月利一・五%を超えないよう徹底し、高利貸に打撃を与えたことがかえって經濟に悪影響を及ぼしたとされている（中華人民共和国農牧漁業部編『農村資金的聚集和使用』農業出版社、一九八五年、九頁）。このように、高

利貸の打倒という政治的手段は、農村金融問題という経済的問題を解決する根本的かつ有効な手段とはなり得なかつた。

(17) 加藤祐三「中国の初期合作社」(滝川勉・齊藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所、一九七三年)

四八五頁。

(18) 「丹陽合作実験区成立以来新組織合作社社數統計表

(一九三四年一月～一九三六年二月)」(『丹陽合作』四期、一九三六年四月)。

(19) 「丹陽合作事業与農民銀行」(『農行月刊』三卷一期、一九三六年一月～五月)六五頁。

(20) 通訊「湖口第四区經濟概況」(『經濟旬刊』四卷二期、一九三五年四月二十五日)三頁。

(21) 各社近訊「籌辦棉運」「開始棉運」「棉運獲利」「九江湖口之棉運」「江西棉運之情形」(『合作訊』一一〇・一一・一二三・一二四・一二八期、一九三四年九月・一〇月・一二月・一九三五年一月・一九三六年三月)一四一・一五頁・一頁・一六頁・二頁・七頁。

(22) 丁佶「支那棉業最近の發達」(方顯廷・何廉・張純明・丁佶・G・E・ティラ著『支那經濟建設の全貌』日本国際協会太平洋問題調査部、一九三七年)二二八頁。

(23) 「江西棉運之情形」(『合作訊』一二八期、一九三六年

三月)七頁。

(24) 「維護教育」(『合作訊』一一四期、一九三五年一月)一一頁。

(25) 各社近訊「儲豆備荒」(『合作訊』一一八期、一九三五年五月)、各理近訊「儲豆獲利」(『合作訊』一三六期、一九三六年一月)等。

(26) 各社近訊「建築倉庫」(『合作訊』一一六期、一九三五年三月)二〇頁。

(27) 各社近訊「修堰防旱」(『合作訊』一〇九期、一九三四年八月)一七頁。他に、永修県涂埠区連会も利益を教育費に充てていた(新聞)涂埠連会自弁講習会』(『合作訊』一三九期、一九三六年四月)。

(28) 各社近訊「提唱養鶏」(『合作訊』一一三期、一九三四年一二月)一四頁。

(29) 各社近訊「購置田產」(『合作訊』一三六期、一九三六年一二月)一二頁。

(30) 江蘇省の養蚕合作社及び薛壽萱の經營する永泰絲廠との関係については、奥村哲「恐慌下江浙蚕糸業の再編」(『東洋史研究』三七卷二号、一九七八年)が言及されて

いる。

(31) 社務新誌「中國合作学社江蘇省吳縣光福合作実験区七月分事業進行報告書」(『合作月刊』七卷九期、一九三

五年九月一五日)。

- (32) 社務新誌「中国合作学社江蘇省吳縣光福合作実驗区九月事業進行報告書」(『合作月刊』七卷一二期、一九三五年一二月一五日)。
- (33) 社務新誌「本社光福実驗区十一二月分報告書」(『合作社月刊』八卷一期、一九三六年一月一五日)。
- (34) 国内消息「保証責任吳縣第三区蚕糸生産信用供銷合作社連合社二十六年度業務進行計画書」(『合作月刊』九卷四期、一九三七年四月一五日)。
- (35) 「吳縣十九年度合作事業狀況」(『革命文献』第八七輯) 一一一一～一三八頁。
- (36) 社務新誌「中国合作学社江蘇省吳縣光福合作実驗区八月分事業進行報告書」(『合作月刊』七卷一〇・一期、一九三五年一一月一五日)。
- (37) 陳杏「開弦弓生糸精製運銷合作社經營概況」(『合作社月刊』二卷九・一〇期、一九三〇年一二月一五日)。
- (38) 費孝通著、仙波泰雄 塩谷安夫訳「支那の農民生活」(生活社、一九三九年) 一五八頁。原文は“Peasant Life in China”, A Field Study of Country Life in the Yangtze, by Hsiao-Tung Fei, London, 1939. である。
- 近年、費孝通著・小島晋治ほか訳「中国農村の細密画」(研文出版、一九八五年) 及び費孝通著、戴可景訳「江村経」。
- (39) 江蘇省建設厅合作課編『江蘇省合作事業之縱切与横剖』(一九三六年) 一一一三頁。本書では、さらに、都市の大工場は飛行機による爆撃の目標となるため、都市工業の農村への遷移、すなわち工場設備の都市集中主義から地方分散主義への転換が必要であり、原料の豊富な農村に工業生産合作社を創設し、農村工業化を実施する」とは、農業の振興と工業の発展につながるとしている。
- (40) 国内消息「合作指導与行政」(『合作月刊』九卷三期、一九三七年三月一五日) 四六頁。
- (41) 『革命文献』八五輯、三四七～三四九頁。
- (42) 実業部編『中国經濟年鑑』(商務印書館、一九三七年) 第一章第三節。
- (43) 汪浩「收復匪区之土地問題」(正中書院、一九三五年) 六三頁。
- (44) 本省經濟「收復匪区早稻豐登」(『經濟旬刊』五卷一・二期、一九三五年七月二十五日) 一頁。
- (45) 『農村合作』(五二期、一九三三一年一一月一五日) 一一〇頁。
- (46) 本省經濟「四個月來合作事業」(『經濟旬刊』二卷一・三期、一九三四年一月一五日) 七頁。

(47) 本省經濟「農村合作事業突飛猛進」(『經濟旬刊』一卷一八期、一九三三年一二月二一日) 一〇頁。

(48) 「駐瑞昌縣農村合作指導員辦事處二十二年工作總報告」(『農村合作』六一・六二期、一九三四年九月一五日) 五四・五五頁。

(49) 各社近訊「業務發展」(『合作訊』一〇八期、一九三四年七月) 一一頁。

(50) 『農情報告』(六卷一二期、一九三八年一二月)。

(51) 費孝通はこれについて「のちに私(費孝通)は、日本軍がこの地域(開弦弓)を占領し、そしてまっさきに製糸工業を破壊したことを見た。農民と知識人がいっしょになつて、彼らの運命を彼ら自身の手で変えるために闘つたことの象徴的存在であつた製糸工場である。」(但しカッコ内は引用者)と激しい怒りを込めて述べている(『中國農村の細密画』序文、一三頁)。

(52) 農本局に関する菊池一隆「農本局の成立とその役割」(大分県立芸術短期大学『研究紀要』第二一卷、一九八三年)が、また工業合作社に関する同「抗日戦争時期の中国工業合作社運動」(『歴史学研究』四八五号、一九八〇年一〇月)をはじめとして菊池氏の一連の研究が参考になる。